

厚生労働省
東京労働局発表
令和元年5月21日

担当	東京労働局労働基準部健康課
	課長 田村 三雄
	主任衛生専門官 柴田 昌志
	電話 03-3512-1616
	FAX 03-3512-1560

「熱中症予防対策セミナー」を開催します

－「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施中－

東京労働局（局長 前田芳延）は、平成30年に都内において熱中症による休業4日以上死傷者が91人発生し、平成29年と比べ大幅に増加（+44人、93.6%増）するとともに、4年ぶりに死亡災害が発生（死亡者4人）したことを踏まえ、熱中症予防対策の徹底を図るため、「熱中症予防対策セミナー」を開催し、事業場における熱中症予防対策の取組の徹底を図ります。

なお、同日セミナー開催前に「熱中症予防に係る対策会議」を開催し、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に係る取組を要請することとしています。

1. 熱中症予防に係る対策会議

日時 令和元年5月29日（水） 13時30分～13時50分
場所 東京労働局 13階会議室
（東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階）
対象 屋外作業を主とする事業者団体

2. 熱中症予防対策セミナー

日時 令和元年5月29日（水） 14時～16時
場所 九段第3合同庁舎 共用会議室1-1
（東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎11階）
定員 200人（事業場の労働災害防止担当・産業保健スタッフ向け）
内容 ① 特別講演「必ず防げる熱中症～暑熱環境下での労働者の働き方の基本～」
東京大学 環境安全本部 准教授 山本 健也 氏
② 熱中症予防対策の取組事例発表
戸田建設株式会社東京支店 安全管理部長 伊原 廣和 氏

別添資料 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

実施期間 令和元年5月1日から9月30日まで（7月は重点取組期間）

STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

令和元年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!


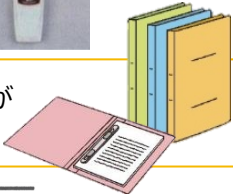




●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間平成31年4月、重点取組期間令和元年7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した 暑さ指数計 を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。	
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 暑さ指数を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/>	服装などの検討	通気性のいい作業着 を準備しておきましょう。 送風機能のある作業服 や クールベスト なども検討しましょう。	
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょ。	
<input type="checkbox"/>	熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から 管理者を選任 し、事業場としての 管理体制を整え ましょう。	
<input type="checkbox"/>	緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

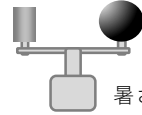
【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置		
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	涼しい服装など		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え 、暑さ指数に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

☐ **異常時の措置**

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **一旦作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しまししょう。**
- 水分、塩分を積極的に取りましよう。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましよう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましよう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましよう。**



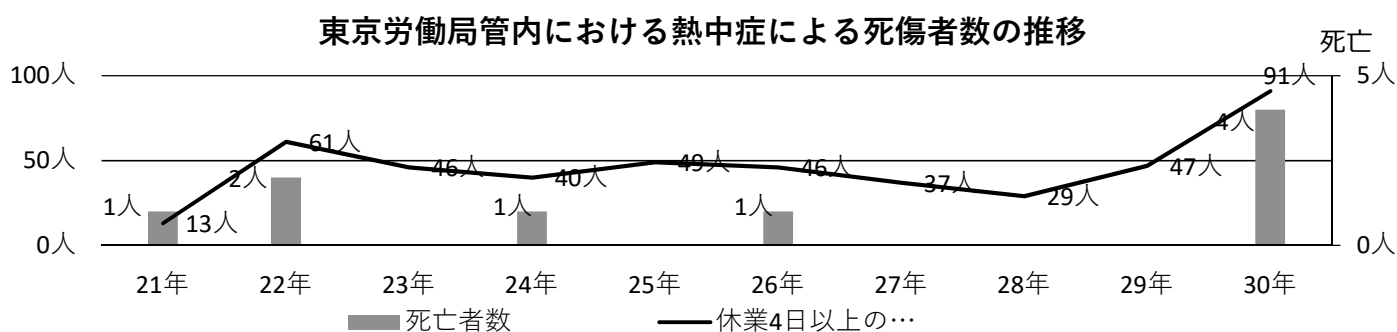
東京労働局管内における熱中症による死傷災害発生状況

東京労働局労働基準部健康課

1 年別災害発生状況（10年間の推移）

平成30年の熱中症による休業4日以上の死傷者数は91人と平成21年以降では最も多く、平成29年と比べ44人（+93.6%）増加した。また、熱中症による死亡者数は4人となり、4年ぶりに死亡災害が発生した。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
休業4日以上の死傷者数	13	61	46	40	49	46	37	29	47	91
死亡者数	1	2	0	1	0	1	0	0	0	4



2 業種別・年別災害発生状況

◇平成30年の熱中症による休業4日以上の死傷者数を業種別にみると、建設業が21人（23.1%）と最も多く、次いで警備業15人（16.5%）、道路貨物運送業14人（15.4%）であった。

◇平成26年と比べると、道路貨物運送業が11人増加、警備業、商業が8人増加、ビルメンテナンス業が4人増加し、建設業は2人減少した。

	製造業	建設業	道路貨物運送業	商業	ビルメンテナンス業	廃棄物処理業	警備業	その他	計
H26		23	3	3	2		7	8	46
H27	2	5	3	6	1	2	6	12	37
H28	2	5	4	4	2		4	8	29
H29	2	11	9	2	3	1	7	12	47
H30	5	21	14	11	6	4	15	15	91
計	11	65	33	26	14	7	39	55	250

* 清掃業（ビルメン・廃棄物処理業・その他）のうちの（その他）は、「その他」に計上

平成30年の東京労働局管内における 熱中症による死傷災害の発生状況

平成30年における熱中症による死傷者数（91人）

製造業	建設業（21人）			運輸交通業（14人）		商業（11人）		清掃業（13人）			警備業	その他	合計
	土木工事業	建築工事業	その他	道路貨物運送業	その他の運送業	小売業	その他	ビルメン	産業廃棄物処理業	その他			
5	7	11	3	14	0	8	3	6	4	3	15	12	91

熱中症による死亡者数（4人）

発生月	業種	年齢
6月	建築工事業	20歳代
7月	製造業	50歳代
7月	警備業	40歳代
8月	建築工事業	50歳代

- ◇建設業は21人で全体の23.1%を占め、最も多い。
- ◇次いで、警備業で15人（16.5%）、運輸交通業（全てが道路貨物運送業）14人（15.4%）、清掃業13人（14.3%）、商業11人（12.1%）の順。

業種別・年齢別災害発生状況

- ◇50歳代が28人（30.1%）と最も多い。以下40歳代22人（24.2%）、70歳代13人（14.2%）の順。
- ◇70歳代13人のうち、7人が警備業。

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
製造業			2	1		2		5
建設業		4	2	5	6	2	2	21
運輸交通業 (道路貨物運送)		1	3	3	6		1	14
商業		1		5	5			11
清掃業			1	4	1	4	3	13
警備業		1	1	2	4		7	15
その他		1	2	2	4	3		12
計	0	8	11	22	28	9	13	91

業種別・月別災害発生状況

- ◇7月（53人（58.2%））、8月（32人（35.2%））に集中（全体の93.4%）。

	5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降	計
製造業			4	1			5
建設業	1	1	10	8		1	21
運輸交通業 (道路貨物運送)			7	7			14
商業			8	2	1		11
清掃業		2	5	6			13
警備業			9	6			15
その他			10	2			12
計	1	3	53	32	1	1	91

業種別・時間別災害発生状況

- ◇熱中症の発症は、午前29人（31.9%）、午後62人（68.1%）で、約7割が午後に発症している。
- ◇8時台6人、9時台4人と業務開始後間もない時間帯にも10人（11.0%）が発症している。
- ◇14時台が14人（15.4%）と最も多く、次いで16時台12人（13.2%）、15時台10人（11.0%）である。

業種別の状況

- ◇建設業は、11時台（5人）と16時台（4人）に多く、午前中に10人発症している。
- ◇道路貨物運送業は、20～23時台に6人が発症している。
- ◇清掃業は、14時台（5人）に多く発症している。
- ◇警備業は、14時台（3人）、15時台（4人）に多く発症している。

	製造業	建設業	道路貨物 運送業	商業	清掃業	警備業	その他	計
0～6時台						1		1
7時台								0
8時台			1	1	2	1	1	6
9時台		2			1		1	4
10時台		3	2	1	1		2	9
11時台	1	5		1	1	1		9
12時台		1		1		1		3
13時台		1	1			1		3
14時台	1	2		2	5	3	1	14
15時台		2	1	1		4	2	10
16時台	1	4	2		2		3	12
17時台				1		1	2	4
18時台		1	1	1				3
19時台								0
20～23時台	2		6	2	1	2		13
計	5	21	14	11	13	15	12	91

業種別・作業場所別災害発生状況

- ◇屋外作業で発症したのが65人（71.4%）で、屋内作業は22人（24.2%）、不明4人。

	製造業	建設業	道路貨物 運送業	商業	清掃業	警備業	その他	計
屋外		20	11	8	5	14	7	65
屋内	5	1	2	2	6	1	5	22
不明			1	1	2			4
計	5	21	14	11	13	15	12	91

死亡災害発生状況

災害発生月	業種	年齢	災害発生状況
6月	建築工事業	20歳代	木造住宅の上棟作業補助及び搬入作業において、遅い昼休憩中（12時40分～）に体調不良の訴えを受け、熱中症と判断して病院に救急搬送した。
7月	製造業	50歳代	清掃に従事していた作業員が倉庫内で倒れているのを発見された。
7月	警備業	40歳代	線路上で列車見張りの警備に従事していた者が、昼休憩中に体調不良となったため、病院に救急搬送した。
8月	建築工事業	50歳代	木造住宅内のゴミ出し作業中に具合が悪そうであったため休ませていたが、体調の回復が見られなかったことから、病院に救急搬送した。

業種別の主な災害発生状況（死亡災害を除く）

業種 (職種等)	災害発生時間	災害発生状況
製造業 (作業員)	21時台	製造ラインで製品取り作業中に意識を失い病院に救急搬送された。（スポットクーラー使用も現場の気温32℃）
建設業 (解体工)	10時台	残置物の仕分け作業中に体調不良（手の痙攣）となったが、休憩を取りながら定時（午後5時）まで働き、帰宅後、体調の異変を感じ病院に行った。（日中の気温は35℃を超えていた）
建設業 (土工)	11時台	現場の仮囲いの設置作業において、10時の休憩中に体調の不良を感じ、休憩後も休んでいたところ、痙攣を起こし倒れた（巡視中の監督員に声を掛けられた直後であったため病院に救急搬送された）。
建設業 (鉄筋工)	15時台	鉄筋組立作業において、14時の休憩中に体調不調（手の痺れ）を訴えたため詰所で休ませていたが、痙攣等の症状がでたので病院に搬送した（被災者は暑さから疲労状態にあり食欲不振であった）。
道路貨物運 送業 (配達業務)	13時台	集荷・配達作業に従事していた者が、当日、体調がすぐれない様子であったので声掛けをしたところ「問題なしとの自己申告」があったため、作業を続けさせていたが、昼過ぎ、体調不良を訴え、病院に行った。
道路貨物運 送業 (運転業務)	16時台	配達業務の後、倉庫内で検品作業中に転倒し後頭部を打ったため救急車を手配したが、本人は乗車を拒否し、バスで帰宅。会社は本人の帰宅を確認したが、翌日、本人と連絡が取れなかったため自宅を訪問。本人の状態から救急車を手配し病院に搬送したところ熱中症と脳挫傷と診断された。
警備業 (交通誘導)	11時台	街路樹整備工事のため、交通誘導中、一般車両の運転手から他の作業員に「誘導員の様子がおかしい」との通報を受けたため、状態を確認し、救急車を手配し病院に搬送した。
警備業 (交通誘導)	15時台	工事に伴う交通誘導において、午前中に体調の不良を感じていたが業務を続けていたところ、午後になって立ち上がれなくなったため、同行していた作業員の救急車の手配により病院に救急搬送された。
清掃業 (清掃作業)	8時台	6時30分から商業施設内の清掃作業に従事し、約2時間後、体調不良（めまい、吐き気）の申出があったため、かかりつけの病院に受診させた。
小売業 (配送作業)	14時台	配送用の商品をトラック荷台でセット作業中に体調不良となった。